

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【空き家バンクへの登録の条件】

- (1)福島市内にある空き家等。アパートや長屋の1室は不可。
- (2)所有者が申請します。(登記簿で確認いたします。)
- (3)違法建築物は登録できません。
- (4)空き家バンクへの登録は無料ですが、売買契約に不動産事業者へ宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規程に基づく額の手数料が必要となります。(所有者、利用者とも必要となります。)
- (5)市は交渉、契約には関与いたしません。

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【申込】

空き家バンク登録申込書と添付書類を、不動産事業者または市住宅政策課まで提出してください。

なお、申込後、申込書のコピーをお渡しします。

※申込の際に、登録申込書の誓約書(裏面)を必ず確認ください。

### 《添付書類》

- ①建物、土地の登記簿(発行から3ヶ月以内)
- ②位置図 (建物の所在が分かるもの。住宅地図でも可)

### 《本人確認等》

提出する際に、免許証等で本人確認をさせていただきます。

# 福島市空き家バンク 申込の流れ(空き家等の所有者向け)

## 【登録】

### 《媒介事業者選定通知》

不動産団体が媒介事業者を選定します。選定後、申込者へ市より「媒介事業者選定通知書」を送付し、仲介する予定の不動産事業者をお知らせします。

※申込書に、希望する不動産事業者名を記入いただいた場合は、最優先で記入された不動産事業者を選定いたします。

### 《不動産事業者による空き家バンクへの登録》

不動産事業者が調査した物件の内容を、空き家バンクへ入力します。